

相模三川公園 利用料金減免基準について
(神奈川県都市公園条例第 36 条による利用料金の減免)

県立相模三川公園 指定管理者
神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービス グループ
(令和 4 年 4 月 1 日)

1 神奈川県都市公園条例第 15 条第 1 項に係る利用料金

(1) 次の項目のいずれかに該当する場合には、免除できるものとする。

- ア 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育・文化行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用する場合
- イ 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所がその在籍する者を対象とした体育・文化行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用する場合
- ウ 地域的な市民の組織が公共的目的で体育・文化行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用する場合
- エ 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が体育・文化行事を行うため、その施設を利用する場合
- オ 身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい者が体育・文化行事を行うため、その施設を利用する場合
- カ 公共的団体が体育・文化行事を行うため、その施設を利用する場合
- キ 指定管理者が体育・文化行事を行うため、その施設を利用する場合

(2) 次の項目のいずれかに該当する場合には、半額免除とする。

- ア 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所が、その在籍する者を対象とした体育・文化行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用する場合
- イ 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育・文化行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用する場合

(3) その他、公共的目的で使用する場合で、特にやむをえないと認められるときは、神奈川県と協議し、前 2 項のほか減額または免除できる。

〈備考〉

利用料金減免基準について

- (1) ーイの項中、義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、または特別支援学校の小学部もしくは中学部及び中等教育学校の前期課程を言う。また本項でいう体育・文化行事とは、学校全体で行う体育・文化行事を言う。